

特定健康診査に係る診療情報提供事業
医療機関用 マニュアル
【令和8年度版】

令和8年7月
蕨市 医療保険課

1 事業目的

特定健診の受診率は、国より目標値が60%と示されておりますが、目標値から乖離している状況です。※1

また、特定健診の未受診者に理由を伺うと、「通院中の医療機関で同等の検査をしているから」と答える人が多い状況です。

このような状況から、「診療情報提供事業」を通して、医療機関様から提供いただいた特定健診に相当する検査結果データを特定健診データとして登録することで、特定健診の受診率の向上を図っています。

※1【参考】特定健康診査受診率の経年推移（法定報告値）

令和6年度の特定健診の受診率は41.3%と国の目標値60%とも乖離している状況です。

令和7年度の特定健診の受診率は、令和8年10月に確定予定ですが、速報値（令和8年6月25日現在）41.1%となっており、令和6年度よりは向上する見込みではおりますが、目標値には届いていない状況です。

特定健診の特定健診の受診率が1%上昇するために必要な検査結果データの件数の目安は約90件です。

ご提供いただきました検査結果データは、特定健診の結果として登録し、国民健康保険の保健事業の推進にも活かして参ります。

1件でも多くの御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

(%:()内は県内市町村全63自治体順位)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
蕨市	40.0 (12)	38.7 (35)	39.2 (42)	38.1 (50)	41.3 (40)
県内市町村平均	34.9	38.2	39.4	41.7	40.8

2 事業内容

(1) 実施期間

令和8年8月18日（火）から令和9年2月28日（日）まで（医師の総合判断を実施した日）

※請求書の最終提出締切日は令和9年4月12日（月）

(2) 情報提供料

1件当たり2,800円

(3) 通知発送対象者・通知送付日

蕨市特定健診の対象者のうち①または②の人

- ① 蕨市・戸田市内の健診実施医療機関で血液検査・尿検査を実施している人
(115人)：令和8年8月18日(火)
- ② ①以外の人のうち、生活習慣病で通院中の人
(約400人)：令和8年11月6日(金)(予定)

(4) 事業の流れ (「事業の流れ(フロー図)」も参照ください。)

- ① 市が対象者へ「診療情報提供用紙」を送付する。
- ② 対象者は通知内容を確認し、データ提供を希望する場合には、「A 診療情報提供用紙」の「本人同意欄」及び「問診項目」を記入する。
- ③ 対象者は、「診療情報提供用紙」と「返信用封筒」を血液検査・尿検査を受けた医療機関に提出する。

- ④ 医療機関は、問診項目5「今年度の特定健診を受診したか(受診予定を含む)」について、「いいえ」と回答していることを確認する。(「はい」と回答している場合は、診療情報提供用紙を対象者にお返しください。)

- ⑤ 医療機関は、今年度中に実施した対象者の検査結果データが必須項目を満たしているか確認する。

(基本項目を満たしていない場合で、身長・体重・腹囲等の測定を、基本診療・再診料に含めることができる場合は、測定して不足項目を満たし、記入する。ただし、別途費用がかかる場合は、患者様負担も追加で生じることから、医師にて判断すること。)

- ⑥ 「A 令和7年度 診療情報提供用紙」の本人記入欄が記入されていることを確認し、中面の「B 診療情報提供用紙 記入票」に医療機関情報および検査結果を記入する。

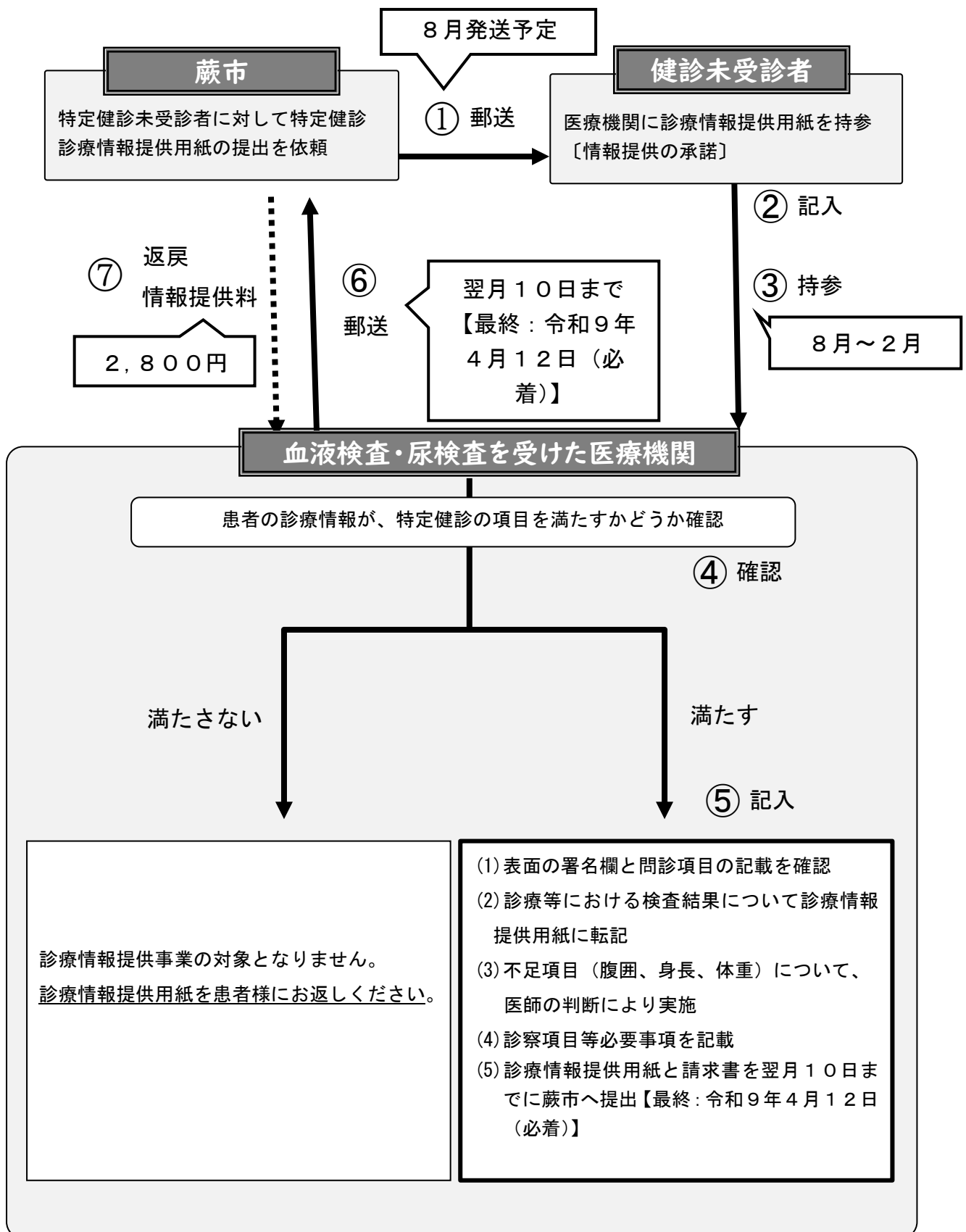
なお、「C 診療情報提供用紙 貼りつけシート」に結果を貼付することができる場合は、検査結果の転記は不要である。(1つの検査項目につき1つの検査結果データを登録するため、同一の検査値が複数記載されている場合は、登録する数値に○など付けて分かるようにすること。)

- ⑦ 「D 特定健診診療情報提供料請求書」を作成し、翌月10日までに「診療情報提供用紙」をあわせて蕨市医療保険課に提出する。複数件数の提供がある場合は月ごとにとりまとめ、請求書を1枚作成し提出すること。

- ⑧ 各市は、提出された「診療情報提供用紙」の内容を確認したうえで、診療情報提供料として1件当たり2,800円を医療機関に支払う。ただし、不備があった場合は医療機関に返戻する。

医療機関にてご対応をいただく内容

事業の流れ（フロー図）



3 今後の予定

- ① 令和8年8月18日
蕨市より対象者に、「診療情報提供用紙」等の通知を発送
- ② 令和8年8月18日～令和9年2月末
対象者が、「診療情報提供用紙」を医療機関に提出
- ③ 令和8年9月～令和9年4月までの各10日
対象者から提出を受けた月の翌月10日（最終締切日：令和9年4月12日（月））までに必須項目を満たした「診療情報提供用紙」及び「請求書」を各市に提出する。

4 注意点

- ① 診療情報提供用紙は、特定健診の代わりに検査データの提供を行っていただくものとなりますので、特定健診を受診する場合は提出いただけません。そのため、今年度から診療情報提供用紙の表面、**【問診項目】の5に「今年度の特定健診を受けましたか。または受ける予定はありますか。」の設問を追加していますので、「はい」の場合は、通知を患者様へお返しいただき、特定健診を実施いただきますようお願いいたします。**
- ② 検査データの検査日は、「医師の総合判断日」から3か月以内かつ令和8年4月1日から令和9年3月31日までの日付としてください。なお、基本項目の実施が複数日にまたがる場合は、最初に行われた検査実施日と最後に実施された医師の総合判断日までの間は3か月以内としてください。
- ③ 検査結果等の記載もれがある場合は、返戻させていただくことがありますので、必要情報が記入されているか今一度ご確認ください。
- ④ 請求ができる期間は診療情報提供用紙に記載している最終提出期限である令和9年4月12日（月）まで（請求書必着）とし、当該日の翌日以降に請求された費用の支払いについて、蕨市は支払う義務を負わないものとする。

5 Q & A

	Q	A
診療情報提供用紙について		
1	市から対象者への診療情報提供用紙の送付時期は？	令和8年8月18日発送予定である。 （実施期間：令和8年8月から令和9年2月まで）
2	診療情報提供用紙は、医療機関で保管する	診療情報提供用紙の原本を市に提出いた

	のか？	だき、コピーを医療機関で保管していただく。保存期間は５年とする。
3	診療情報提供用紙をなくした場合、再発行できるか？	再交付はできるが、医療機関に送付した未記入の診療情報提供用紙を使用して受け付けていただきたい。本人が再交付を希望する場合には、交付方法は２種類。 ①本人確認できるものを持って市役所に来庁した場合→その場で再発行 ②電話の場合→２、３日後に本人（希望があれば医療機関）の元に届く
4	未記入の診療情報提供用紙を各医療機関に設置するか？	各１部ずつ送付しますので、コピーいただきお使いいただくか、必要があればご連絡いただきたい。
5	問診項目５「今年度の特定健診を受けましたか。または受ける予定はありますか。」の設問に、「はい」と回答している人は提出不要か？	ご認識のとおり。なお、「はい」と回答している人の診療情報提供用紙をご提出された場合、特定健診診療情報提供料をお支払いいたしかねる場合があるため、遺漏のないようご確認いただきたい。
情報提供料について		
6	蕨市から医療機関へ支払われる手数料２，８００円について。	医療機関へ支払われる２，８００円（消費税込）の手数料は、情報提供料という位置づけ。 身長・体重の測定は、再診時に医師が必要と判断すれば、基本診療・再診料の中で含まれることになる。診療としての対象かどうかは医師の判断。
7	再発行した診療情報提供用紙を持って、誤って本人が２つの医療機関に持っていった場合は、手数料は支払われるのか？	費用は支払われる。ただし、市から医療機関へ問い合わせがいく可能性がある。
8	問診項目５「今年度の特定健診を受けましたか。または受ける予定はありますか。」の設問に、「いいえ」と回答していたため診療情報提供事業を実施したが、後日本人が診療情報提供事業を実施していたことの確認が漏れ、特定健診も受診させてしまった。情報提供料及び特定健診の委託	費用は支払われる。ただし、本事業は特定健診未受診者を対象としていることから、診療情報の提供と特定健診は重複して実施することがないよう、ご注意ください。

	料は支払われるのか。	
データ記入について		
9	診療情報提供用紙に記載する受診券整理番号について。	受診券整理番号は、特定健診の番号をあらかじめ記載して発送する。 医療機関に送付した未記入の診療情報提供用紙を使用する場合には、空欄でも可。
10	検査項目のうち、血糖は、「空腹時血糖」「HbA1c」「随時血糖」すべて記載がないと有効とはならないか？	いずれかの記載で差し支えない。ただし、随時血糖は食後3.5時間未満の場合は不可。
11	検査項目のうち、脂質は、「中性脂肪」「HDLコレステロール」「LDLコレステロール」「non-HDLコレステロール」すべて記載がないと有効とはならないか？	中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロールについては必須。ただし、中性脂肪が400mg/dl以上または食後採血の場合はLDLコレステロールに代えてnon-HDLコレステロールでも可。
12	提供される診療情報は、いつからいつまでの検査データが有効か？	医師の総合判断日から3か月以内かつ令和8年4月1日から令和9年3月31日までの日付の検査データが有効である。 なお、基本項目の実施が複数日にまたがる場合は、最初に行われた検査実施日と最後に実施された医師の総合判断日までの間は3か月以内とすること。
13	診療情報提供用紙に記載する検査データは、他の医療機関で受診したデータを記載しても構わないか？	医師の判断による。ただし、検査データを患者が記入することはできない。
14	診療情報提供用紙の記入票と貼りつけシートをどちらを使用するのか？	どちらを使用しても構わない。貼りつけシートに貼付した検査データのみで基本項目が不足する場合、別で検査をしていればそのデータを記入票に記載することで、記入票と貼りつけシートを併せてすべての項目を満たせば有効なデータとなる。なお、検査項目が複数日となる場合は、Q&Aの10を参考にする。
15	診療情報提供用紙の貼りつけシートに貼付する検査結果データは複数枚貼付してもよいのか？	貴見のとおり。検査データを複数枚貼付し同一の検査項目が複数ある場合、有効とする検査項目等に丸等の印をつけること。印がない場合は、最新のデータを有効の検査項目として取り扱う。

データが不足する場合について		
16	情報提供の同意があっても、診療情報が特定健診の項目を満たさない場合は、データの提供はできないということか？	貴見のとおり。
17	かかりつけ医から提供された情報提供用紙に医師名、判断基準チェック等の記入漏れがあった場合、データとして有効ではないのか？	診療情報提供用紙に記入漏れがあれば市から医療機関へ照会し、記入する。
18	患者の同意の下、医療機関で受け取った情報提供用紙について、不足項目のため提出出来なくなった場合、用紙は返却することになるのか？	貴見のとおり。医療機関から本人へ返却をお願いしたい。
19	腹囲等は、再診料等となると思うが、採血や採尿をしていない場合はどうすればよいか？	医師の判断で、診療上検査が必要と思われる場合には、保険診療もあり得る。しかし、情報提供用紙の記載をするためだけに自由診療で検査をする必要はない。
20	一般的に健康診断に対する健康保険の使用はできないと考えるが、診療情報提供用紙に不足項目があり、対象者が検査を希望した場合は、不足項目について健康保険を使用しても構わないという考え方でいいのか？また、行った検査については、傷病名を付けなくても返戻はされないか？	ご指摘のとおり、健康診断は保険適用外のため、この事業のためだけに行う検査に健康保険は使えない。 本事業は、医療機関がもともと保有している診療情報を提供用紙に記載いただくことを原則としており、この事業のためだけに患者様に費用が発生することがないように、ご配慮いただきたい。 血液検査や尿検査については、傷病名から考えてデータを保有されているケースが多いと思うが、もし保有していない場合は、たまたまその日の診療で予定されていた場合や、症状から見て検査を要する場合など、通常の保険診療として実施した際には、提供用紙にもご記入いただきたい。 また、「身長、体重、腹囲、血圧、問診項目」などの項目については、再診料の範囲内として、取り扱っていただきたい。

その他		
2 1	提出した診療情報提供用紙のデータは、来年度の特定健診等の受診券に前年度のデータとして記載されるか？（今年度の特定健診等が未受診の場合）	貴見のとおり。 （特定健診を受診したものとして扱う）

6 問い合わせ先

〒335-8501 蕨市中央5－14－15

蕨市役所 医療保険課 医療費給付係

電話 048-433-7736（直通）

森泉・元井